



長野県報

10月1日(木)
令和2年
(2020年)
第143号

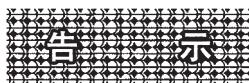
目 次

告 示

長野県医師研究資金貸与規程の一部改正（医師・看護人材確保対策課）	1
森林法に基づく保安林の指定の解除（2件）（森林づくり推進課）	2
基本測量の実施（建設政策課）	2
公共測量の実施（4件）（建設政策課）	2
公共測量の終了（建設政策課）	3
平成18年長野県公安委員会告示第8号（警備員等の検定等に関する規則に基づく交通誘導警備業務）の一部改正 (生活安全企画課)	3

公 告

大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定による届出及び届出書等の縦覧（産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室）	4
開発行為に関する工事の完了（都市・まちづくり課）	4
特定調達契約に係る一般競争入札（教育政策課）	4
特定調達契約に係る落札者の決定（3件）（産業技術課）	6



長野県告示第454号

長野県医師研究資金貸与規程（平成19年長野県告示第131号）の一部を次のように改正します。

令和2年10月1日

長野県知事 阿部 守一

第1条中「（以下「県内医療機関」という。）」を削り、「がん専門医」の次に「若しくはてんかん専門医」を、「がん治療」の次に「又はてんかん治療」を加える。

第2条第3号及び第4号中「第30条の4第2項第9号」を「第30条の4第2項第14号」に改め、同条に次の1号を加える。

（5）てんかん治療を行う病院及び診療所

第3条第2号中「（以下「研修」という。）」を削り、同条に次の1号を加える。

（3）前条第5号に規定する病院又は診療所に在籍し、一般社団法人日本てんかん学会が認定するてんかん専門医（以下「てんかん専門医」という。）の資格を取得するための研修を新たに受講する医師で、てんかん専門医の資格を取得してから前条第5号に規定する病院又は診療所において、てんかん治療の業務に従事しようとするもの

第4条第2項中「前条第2号」の次に「又は第3号」を加え、「がん専門医養成研究資金」を「専門医養成研究資金」に改める。

第7条第2項中「別に定める地域」を「医療法第30条の4第6項

に規定する医師の数が少ないと認められる区域」に改める。

第10条第1項第1号中「（以下「貸与決定」という。）」を削り、「第3条第1号又は第2号の規定による」を「第3条各号に規定する」に、「被貸与者」を「貸与を受けた者」に、「がん専門医養成研究資金」を「専門医養成研究資金」に、「3年（以下）」を「3年（第11条第1項第1号において）」に改め、同条第3項中「の規定による」を「に規定する」に、「貸与決定」を「第7条第1項の規定による貸与の決定」に改める。

第11条第1項中「いざれか」の次に「（医師研究環境整備資金の貸与を受けた者にあっては、第1号から第3号まで、第7号又は第8号のいざれか）」を加え、同項第1号中「貸与決定」を「第7条第1項の規定による貸与の決定」に、「第3条第1号又は第2号の規定による」を「第3条各号に規定する」に改め、同項第4号中「研修」を「第3条第2号又は第3号に規定する研修（以下「研修」という。）」に改め、「（がん専門医養成研究資金の貸与を受けた者に限る。以下第7号までにおいて同じ。）」を削り、同項第5号及び第6号中「がん専門医」の次に「又はてんかん専門医」を加え、同項第7号中「がん専門医」の次に「又はてんかん専門医」を加え、「の規定による」を「又は第3号に規定する」に改め、同条第2項中「被貸与者（がん専門医養成研究資金）」を「専門医養成研究資金」に改め、「に限る。」を削る。

第12条第1項中「被貸与者（）及び「に限る。」」を削り、「の規定による」を「に規定する」に改め、同条第2項中「被貸与者（がん専門医養成研究資金）」を「専門医養成研究資金」に改め、「に限る。」を削り、「の規定による」を「又は第3号に規定する」に改める。

第14条第4項中「被貸与者（がん専門医養成研究資金）を「専門医養成研究資金」に改め、「に限る。」を削り、同条第5項中「被貸与者（がん専門医養成研究資金）を「専門医養成研究資金」に改め、「に限る。」を削り、「の規定による」を「又は第3号に規定する」に改める。

様式第1号中「がん専門医養成研究資金」を「専門医養成研究資金」に改め、「病理専門医」の次に「・てんかん専門医」を加える。

様式第2号のがん専門医養成研究資金貸与用中

「(がん専門医養成研究資金貸与用)」を

「(専門医養成研究資金貸与用)」に改める。

様式第6号中「がん専門医」を「専門医」に、「の規定による」を「又は第3号に規定する」に改める。

医師・看護人材確保対策課

長野県告示第455号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除します。

令和2年10月1日

長野県知事 阿部 守一

1 解除に係る保安林の所在場所

飯山市大字一山字崩1475の3

2 保安林として指定された目的

雪崩の防止

3 解除の理由

指定理由の消滅

森林づくり推進課

長野県告示第456号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除します。

令和2年10月1日

長野県知事 阿部 守一

1 解除に係る保安林の所在場所

飯山市大字一山字崩1475の2（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

雪崩の防止

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第457号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定による基本測量を実施する旨の通知がありました。

令和2年10月1日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

基本測量 火山基本図データ作成（浅間山地区）

2 作業期間

令和2年9月14日から令和3年3月31日まで

3 作業地域

小諸市、佐久市、東御市、北佐久郡軽井沢町、北佐久郡御代田町

建設政策課

長野県告示第458号

国土交通省関東地方整備局長野国道事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和2年10月1日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

GNSSスタティック観測による3級基準点測量

2 作業期間

令和2年9月3日から令和3年1月31日まで

3 作業地域

上田市

建設政策課

長野県告示第459号

国土交通省北陸地方整備局千曲川河川事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和2年10月1日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量（航空レーザ、数値撮影、数値図化）

2 作業期間

令和2年8月1日から令和3年2月26日まで

3 作業地域

長野市、上田市、須坂市、中野市、飯山市、千曲市、埴科郡坂城町、上高井郡小布施町

建設政策課

長野県告示第460号

長野県南信州地域振興局長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和2年10月1日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和2年9月1日から令和2年11月19日まで

3 作業地域

下伊那郡阿智村

建設政策課

長野県告示第461号

駒ヶ根市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和2年10月1日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

街区多角点（点名10A37）1点移設

2 作業期間

令和2年9月23日から令和2年11月30日まで

3 作業地域

駒ヶ根市

建設政策課

長野県告示第462号

駒ヶ根市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和2年10月1日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量（街区多角点【10A47】）

2 作業期間

令和2年6月15日から令和2年8月5日まで

3 作業地域

駒ヶ根市

建設政策課

長野県公安委員会告示第70号

平成18年長野県公安委員会告示第8号（警備員等の検定等に関する規則に基づく交通誘導警備業務）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行します。

令和2年10月1日

長野県公安委員会委員長 矢ヶ崎 学

本則の表の一般国道117号の項を削り、同表の一般国道143号の項中

「一般国道143号」を

「一般国道146号」に改め、同表の一般国道144号

の項を削り、同表の一般国道148号の項の次に次のように加える。

一般国道151号 長野県の全域

本則の表の一般国道254号の項中

「一般国道254号」を

「一般国道292号」に改め、同表の県道佐久軽井

沢線の項の次に次のように加える。

県道下諏訪辰野線 長野県の全域

本則の表の県道飯田停車場線の項中

「県道飯田停車場線」を

「県道伊那辰野停車場線」に改め、同表の県道長野停車

場線の項を次のように改める。

県道長野信濃線 長野県の全域

県道飯山野沢温泉線 長野県の全域

県道須坂中野線 長野県の全域

県道大町麻績インター千曲線 長野県の全域

本則の表の県道長野須坂インター線の項の次に次のように加える。

県道松本塩尻線 長野県の全域

本則の表の県道小諸軽井沢線の項中

「県道小諸軽井沢線」を

「県道丸子東部インター線」に改め、同表に次のように加

える。

県道坂城インター線 長野県の全域

生活安全企画課